

平成18年5月18日

各位

会社名 株式会社 ZOA  
 代表者 代表取締役社長 長嶋 豊  
 コード番号 3375 ジャスダック  
 問合せ先 取締役管理部長 伊井 一史  
 Tel 055-922-1975

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年5月16日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の第24期定時株主総会に、定款の一部変更につき下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の事業内容の多角化に伴い、目的を追加するものであります。(案第2条)
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)等が平成18年5月1日より施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
  - ・ 当社の機関として、取締役会、監査役および監査役会を置くことを定めたものであります。(案第4条)
  - ・ 株券発行会社である旨を定めたものであります。(案第8条)
- (3) 将来の事業内容の多角化を見越し、経営の意思決定の充実化及び迅速化に伴い、執行役員を新設するものであります。(案第22条)
- (4) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することを新設するものであります。(案第24条)
- (5) 取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監査役が異議を述べないときは取締役会の決議があったものとみなすことが可能となったため、迅速な意思決定を必要とする場合に備え、規定を新設するものです。(案第27条)
- (6) その他全般にわたり、「会社法」に合わせた表現の変更及び構成の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は訂正箇所を示します。)

変更案	現行
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条	(目的) 第2条
1項~24項(省略)	1項~24項(省略)
<u>25. 不動産、動産の鑑定、不動産の賃貸・売買・仲介・管理及び建築工事・土木工事の設計・施工、</u> 修理に関する業務	25. 不動産、動産の鑑定、不動産の賃貸・売買・仲介・管理及び修理に関する業務
26項~30項(省略)	26項~30項(省略)
<u>31. 食堂、レストラン、ファーストフード販売店、喫茶店、</u>	<u>31. 食堂、レストラン、ファーストフード販売店、喫茶店、ホ</u>

<p><u>衣料品、音楽、料理、茶華道、スポーツ・文化施設、遊技場、宿泊施設、駐車場、洗車場並びに理容室、美容室、図書館、各種展示場、多目的ホール、託児施設、擁護施設等の経営</u></p>	<p>スポーツ・文化施設、遊技場、宿泊施設、駐車場、洗車場並びに理容室、美容室の経営</p>
<p>32 項～38 項（省略）</p>	<p>32 項～38 項（省略）</p>
<p><u>39.住宅建築資材、厨房機器、衛生設備機器、空調機器、自然エネルギー（太陽光・風力・地熱）設備機器、照明機器、家庭用電化製品の企画・製造・仕入・販売・仲介業務</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>40.生卉、草木類、野菜、果物、種苗、球根等の生産、仕入、販売業務</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>41.警備保障業務</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>42.製版、印刷、製本及び出版物の制作販売及び広告業務</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>43.</u> （現行どおり）</p>	<p>39.前各号に付帯関連する一切の業務</p>
<p>（機関）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第4条 当社は、次の機関を置く。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>1.取締役会</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>2.監査役</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>3.監査役会</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（公告の方法）</p>	<p>（公告の方法）</p>
<p><u>第5条</u></p>	<p><u>第4条</u></p>
<p>（現行どおり）</p>	<p>当社の公告は、電子公告により行なう。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行なう。</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p><u>（発行可能株式総数）</u></p>	<p><u>（発行する株式の総数）</u></p>
<p><u>第6条</u></p>	<p><u>第5条</u></p>
<p><u>当社の発行可能株式総数は、81,000株とする。</u></p>	<p><u>当社の発行する株式の総数は、81,000株とする。</u></p>
<p>（自己株式の取得）</p>	<p>（自己株式の取得）</p>
<p><u>第7条</u></p>	<p><u>第6条</u></p>
<p><u>当社は、会社法第165条第2項の規定によって、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p><u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>
<p><u>（株券の発行）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第8条</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（株主名簿管理人）</u></p>	<p><u>（名義書換代理人）</u></p>
<p><u>第9条</u></p>	<p><u>第7条</u></p>
<p><u>当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公</u></p>	<p><u>当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p>

告する。

当会社の株主名簿（実質株主名簿含む。以下同じ。）株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条

当会社の株券の種類ならびに株主名簿及び株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 11 条

当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

（招集）

第 12 条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

株主総会の招集地は、本店所在地のほか、東京都内及び大阪市内のうち当社が招集通知にて指定する場所とする。

（招集権者及び議長）

第 13 条

株主総会は、法令の別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

（現行どおり）

（決議の方法）

第 14 条

名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

当会社の株主名簿（実質株主名簿含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 8 条

当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 9 条

当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

（招集の時期）

第 10 条

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（新設）

（招集権者及び議長）

第 11 条

株主総会は、法令の別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 12 条

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第15条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(現行どおり)

(議事録)

第16条

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(削除)

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条

(現行どおり)

(選任方法)

第18条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう

(現行どおり)

(任期)

第19条

取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。

(議決権の代理行使)

第13条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条

株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。

株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第15条

(条文省略)

(選任方法)

第16条

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、総株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条

取締役の任期は就任後1年以内の、最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第 20 条

代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。

(業務執行)

第 21 条

(現行どおり)

(執行役員)

第 22 条

当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条

(現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 24 条

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条

(現行どおり)

(取締役会の決議方法)

第 26 条

(現行どおり)

(取締役の決議の省略)

第 27 条

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項

(代表取締役及び役付取締役)

第 18 条

代表取締役は取締役会の決議をもって選任する。

取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。

(業務執行)

第 19 条

(条文省略)

(新設)

(取締役会の招集権者及び議長)

第 20 条

(条文省略)

(新設)

(取締役会の招集通知)

第 21 条

(条文省略)

(取締役会の決議方法)

第 22 条

(条文省略)

(新設)

(取締役会の議事録)

第 23 条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録

は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(削除)

(取締役会規程)  
第29条

(現行どおり)

(報酬等)

第30条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条

当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第32条

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第33条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条

(監査役会の決議方法)

第36条

(現行どおり)

し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。

取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)  
第24条

(条文省略)

(報酬及び退職慰労金)

第25条

取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第26条

当会社の監査役は3名以内とする。

(選任方法)

第27条

監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。

(任期)

第28条

監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第29条

監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第30条

(監査役会の決議方法)

第31条

(条文省略)

(監査役会の議事録)

第 37 条

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条

(現行どおり)

(報酬等)

第 39 条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 41 条

当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 42 条

当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 43 条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

前項の金銭には利息を付けない。

(監査役会の議事録)

第 32 条

監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。

(監査役会規程)

第 33 条

(条文省略)

(報酬及び退職慰労金)

第 34 条

監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議による。

第 6 章 計 算

(営業年度及び決算期)

第 35 条

当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、毎年 3 月 31 日を決算期とする。

(利益配当金)

第 36 条

利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。

(中間配当)

第 37 条

当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条

利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(新設)